

Q125. 退職勧奨して辞めてもらう場合に、解雇予告手当（労基法 20 条）を支払う必要がありますか？

退職勧奨は合意退職を目指すものであり、解雇ではありませんので、解雇予告手当（労基法 20 条）を支払う必要はありません。

合意退職に向けた退職条件の話し合いの中で、一定額の金銭給付の交渉がなされることは珍しくありませんが、解雇予告手当とは性質の異なるものです。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎